

嚴重注意に対する報告書（概要）

1. 違反表示等による種子を購入した農業生産者及び当該種子を用いて生産された米を売買した米卸等への対応状況

(1) 保管在庫種子への対応（回収）状況

対象	内容
「みつひかり 2003」種子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産者1名より在庫 8 kgを有償にて回収 ・ 回収種子は計 8 kg、これら以外に保管在庫なし※
「みつひかり 3001」種子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管在庫なし

※ 前回 2023 年 10 月 20 日報告時に販売代理店1社から伺っていた在庫 204 kgは、その他うるち米として栽培・集荷され、問題無く販売されていることを確認済

(2) 在庫種子栽培者への対応状況

対象	内容
「みつひかり 2003」種子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度販売の在庫種子 334 kgが 2023 年に作付けされ、業務用米、自家用米、飼料用米等として栽培・集荷され、問題無く販売されていることを確認済
「みつひかり 3001」種子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度販売の在庫種子 217 kgが 2023 年に作付けされ、業務用米として栽培・集荷され、問題無く販売されていることを確認済

(3) 違反表示等の種子を用いて生産された米の取扱いに関する関係先との協議状況

弊社は、過年度に違反表示等を行った種子を販売し、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、関係先及び農業生産者等と面談し、誠意をもって協議し、以下の内容について合意いたしました。

対象	内容
大手量販店向けの「みつひかり 2003」種子を用いた生産米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米卸が回収し、精米済のため再販売できなかった生産米（約 4.7t）は、その全量を弊社が有償で引き取り済 ・ 玄米（約 232t）は、業務用米として問題無く販売されたことを確認済
その他「みつひかり 2003」種子を用いた生産米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大部分は業務用米、その他は自家用米、飼料用米として販売され、その後問題が無かったことを確認済（約 5,000t）
「みつひかり 3001」種子を用いた生産米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用米として全て販売されたことを確認済（約 26t）

(4) その他の協議状況

対象	内容
2023 年栽培用は無償提供した雑稲種子を用いた生産米の価格に関する要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産米の販売代理店が、みつひかり米として販売する契約が履行できなかったことによる減額措置の差額分を補償することで農業生産者と合意済（約 190t）
2024 年栽培用の弊社種子価格に関する要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ みつひかり種子として販売できない 2024 年栽培用雑稲種子については、相応の値引きを行い、販売することで農業生産者と合意済

2. 追加命令に対する報告書に記載の再発防止策の実施状況（完了状況）

（1）種子の生産・調整・保管の基準に係る社内ルールの整備

- ・ 種子の生産・調整・保管の基準に係る手順書の制定（異なる品種の混合並びに同品種の別産地品及び在庫品との混合は一切行わないこと等を記載）と遵守・遂行
- ・ 品質検査に係る手順書の制定と遵守・遂行
- ・ 異種株の除去管理に関する補足資料の作成と遵守・遂行

（2）第三者によるチェック体制の強化

- ・ 安全環境・品質保証部を出荷判定の責任部署と指定
- ・ 種子事業担当部署の検査時に、安全環境・品質保証部員が立会実査、データの突き合わせを実施
- ・ 製品種子を社外倉庫に保管し、年2回、種子の生産・販売に関わらない国内営業管理部が保管在庫の棚卸実査を実施

（3）種苗法に関する理解と知識習得の機会確保

- ・ 2023年12月8日に農林水産省知的財産課より講師を迎え、指定種苗制度の特別教育を実施
- ・ 当該特別教育の研修資料、質疑応答録を関係各部で所持し、必要時に確認する体制を整備

（4）悪い情報でも躊躇なく報告できる社内風土の醸成

- ・ 追加命令に対する報告書に記載した通報窓口・通報方法の社内周知・啓蒙活動を継続
- ・ 職制上のレポートラインを通じた経営層への報告・連絡・相談の改善を実施

（5）役職員による従業員に対する法令等遵守の指導の強化

- ・ 2023年9月29日に、種子事業担当部署の社員に対し、安全環境・品質保証部の社員が講師となり、弊社品質管理規則類の教育を実施
- ・ 2023年10月10日に、経営層及び部署長を対象として、社外取締役（弁護士）による教育を実施
- ・ 2024年度の特別教育の計画を策定し、関係法令及び社内規則の遵守を徹底する教育を継続

（6）リスク・コンプライアンス委員会におけるリスクの見直しとそれを適切に機能させるための方策

- ・ 滞留年数に基づく人材ローテーション対象者を特定し、2024年4月1日付けで異動発令することを決定し、2024年3月8日に2024年度の組織体制を社内周知済
- ・ 農薬事業以外で今後開始する新事業の検討・開発・管理等に係る社則を2024年1月1日付けで制定・運用開始。当該仕組を適用して、弊社経営計画の検討・見直しを行う会議において、種子事業も定期的に審議・検証

以上